

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年2月5日

北名古屋市監査委員 大野 眞一

北名古屋市監査委員 渡邊 幸子

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

市民課及び健康課

対象期間 令和2年4月1日から令和2年12月25日までの所管事務

実施期間 令和2年12月2日から令和2年12月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

市民課及び健康課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<市民課>

主な所管事務は、住民記録、戸籍、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、外国人住民在留管理及び特別永住者、マイナンバーの通知カード及び個人番号カード、人口動態・動向調査、成年被後見人、破産者及び犯罪人名簿、市民総合窓口、市民健康部の庶務に関する事務である。

全般にわたり概ね適正に執行されていると認められた。

<健康課>

主な所管事務は、健康増進、感染症予防、救急医療対策、休日急病診療所、保健、献血、保健統計、食育、保健センター、健康ドームに関する事務である。

(1) その他

赤ちゃん訪問事業の訪問員・指導員を証明する身分証明書について、管理簿等を作成して交付及び回収の管理をすること。